



News Letter

vol.04

発行/2020年7月21日 発行者/ヒヤマ・クボタ法律事務所 〒530-0052 大阪市北区南扇町1-3 ミルフエスト北堀川2階 電話：06-6766-4360

様々な法律の改正がされていますので、ご注意を！

ごあいさつ

コロナウイルスに覆い被さるように大雨による被害が全国に広がったかと思えば、梅雨の明けないまま真夏日が始まってしまいました。次から次へと届く暗いニュースに心を痛めております。

しかし、暗い気持ちに浸っていると、本当に暗い人生になってしまいます。自分のコントロールできることだけに集中し、明るい音楽を聴いて気分を上げていきましょう！

さて、今回のニュースレターでは、第201回通常国会で成立した法律のうち、中小企業の皆様に関係のありそうなものをご紹介します。

労働基準法

【主な改正点】

- 賃金請求権の消滅時効期間が5年に伸びました。ただし、退職手当(5年)と災害補償・年休等(2年)の請求権は変わりありません。
- 消滅時効の起算日が、請求権を行使できる時(賃金支払日)と明記されました。
- 賃金台帳等の記録の保存期間が5年に伸びました。
- 割増賃金未払等に対して支払いを命じられる付加金の請求期間も5年に伸びました。

これら改正法の施行日は改正民法の施行日と同様本年4月1日ですが、当分の間は、賃金請求権の消滅時効、賃金台帳等の記録の保存期間及び付加金の請求期間はいずれも「3年」とされています。施行から5年経過後の状況を見て、必要性に応じて変更されます。なお、施行日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権については、改正法が適用されます。

【注意点】

昨今、会社の規模を問わず、未払残業代を請求される案件が増加しています。改正前の法律では2年遡って未払賃金を請求されるだけでしたが、それだけでも金額は大きくなり、さらに未払賃金と同額の付加金の支払いが命じられると、会社にとっては大打撃でした。改正法によると、請求される期間が5年となり、未払残業代だけでも改正前の2.5倍の金額の支払いを命じられ、さらに付

加金がつくとトータルで改正前の未払残業代の5倍もの額を負担しなければならなくなります。

従業員の時間の管理を徹底すると共に、コミュニケーション豊富な風通しの良い職場環境を作ることで、隠れ残業等の問題が発生しないような組織体制にすることがより一層求められてきました。

中小企業経営承継円滑化法

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部が改正されました。

【主な改正点】

- 中小企業が後継者に経営を承継させるにあたり、後継者の個人保証をつけなくてもよいこととする信用保証制度が追加されました。
- 中小企業が他の事業者から事業用資産等を取得して事業の第三者承継をするにあたり、経営者の個人保証なしで事業買収資金等を調達できるように、信用保証制度が拡充されました。

【アドバイス】

子供には借金を負わせたくない、という理由で家業の承継を諦める必要がなくなりました。ここに挙げた改正点以外にも、中小企業が積極的に事業展開を行って成長するために必要な様々な改正も行われました。大切に育ててきた事業を後継者に譲って、より一層発展させてもらいましょう。

公益通報者保護法

公益通報者保護法は、企業不祥事の通報者が解雇等の不利益を被らないようにし、また、事業者がリスクの早期把握及び自浄作用の向上を図ることにより、企業価値及び社会的信用を向上させることができるようにすることを目指し、通報者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかというルールを定めたものです。

【主な改正点】

- 事業者自ら不正を是正しやすくとともに、安心して通報を行いやすくなるための改正

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付けました。具体的内容は指針で定められました。ただし、中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務に止まります。
- その実効性確保のために行政措置(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入しました。
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け、同義務違反には刑事罰が導入されました。
- 行政機関等への通報を行いやすくする改正
- 「信じるに足りる相当の理由がある通報」でなければなりませんでした。氏名(または名称)及び住所(または居所)を明記した書面による通報も保護されることになりました。
- 報道機関等への通報の条件が、「生命・身体に対する危害」のみでしたが「財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)」と「通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合」が追加されました。
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が制定されました。
- 通報者がより保護されやすくする改正
- 保護される人が、「労働者」だけでしたが、退職者(退職後1年以内)と役員が追加されました。
- 保護される通報対象事実が、刑事罰の対象となる事実のみでしたが、行政罰の対象となる事実も追加されました。
- 保護の内容として新たに、通報に伴う損害賠償責任の免除が追加されました。

【アドバイス】

中小事業者には努力義務しかありませんが、企業内の不祥事をなくすことは中小事業者にとっても重要な課題です。そして、不祥事存在は、現場で働く従業員がよく把握しています。積極的に公益通報者保護制度を取り入れられることをお勧めします。